

稲美町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 2 7 年 3 月
(令和 8 年 4 月改定)

稲 美 町

目 次

はじめに

1 取組の背景.....	1
2 町計画の策定	2

第1部 新型インフルエンザ等対策の考え方

第1章 対策の目的及び基本的な戦略.....	3
第2章 対策実施にあたっての基本的な考え方.....	4
第3章 対策実施上の留意事項.....	6
第4章 対策推進のための体制.....	8
第1節 対策推進の役割分担.....	8
第2節 対策推進の町の実施体制.....	10
第3節 対策項目.....	11

第2部 新型インフルエンザ等対策項目の考え方及び取り組み

第1章 実施体制.....	12
第2章 情報収集・提供、リスクコミュニケーション.....	15
第3章 まん延防止.....	19
第4章 ワクチン.....	21
第5章 保健.....	25
第6章 物資.....	27
第7章 住民の生活及び住民の社会経済活動の安定の確保.....	28

第3部 ワクチン対応ガイドライン

準備期.....	32
初動期.....	35
対応期.....	38
用語集.....	41

はじめに

1 取組の背景

新型インフルエンザは、毎年季節的に流行を繰り返してきたウイルスとは表面の抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症についても、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

病原性が高い※**新型インフルエンザ等**が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小限にすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等を定めた「**新型インフルエンザ等対策特別措置法**」（以下「**特措法**」という。）が平成 24 年 5 月に制定された。

さらに、平成 25 年 6 月には、「**新型インフルエンザ等対策政府行動計画**」（以下「**政府計画**」という。）が作成され、兵庫県においても、この政府計画を踏まえ、「**兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画**」（以下「**県計画**」という。）が平成 25 年 10 月に作成された。

稲美町（以下「町」という。）においても、政府計画及び県計画等との整合性を図りながら、新型インフルエンザ等が発生した場合における対策の基本的な考え方や、実施する主な措置等を定める「**稲美町新型インフルエンザ等対策行動計画**」（以下「**町計画**」）を平成 27 年 3 月に作成した。

※感染症法第 6 条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法第 14 条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第 6 条第 9 項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。町計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。

2 町計画の改定

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「**新型コロナ**」という。）は、令和 2 年 1 月に国内で最初に感染者が確認されて以降、複数の感染の波をもたらし、ウイルスの変異とともに、感染の波の規模は拡大していった。

この未曾有の感染症危機において、行政、医療関係者、国民、事業者等、国をあげての

取組が進められ、同感染症が感染症法上の5類感染症に位置付けられるまで3年超にわたり、特措法に基づいた対応を行うこととなった。

この間、国民の生命及び健康は脅かされ、国民生活及び社会経済活動が大きく影響を受けることとなった。この経験により、感染症危機は、社会のあらゆる場面に影響し、国民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする国民生活の安定にも大きな脅威となるものであること、感染症によって引き起こされるパンデミックに対しては、国家の危機管理として社会全体で対応する必要があることが改めて明らかとなった。

そのため、国において特措法や感染症法について所要の改正が行われたことを受け、新型インフルエンザをはじめとする幅広い呼吸器感染症等による危機に対応できる社会をめざし、令和6年7月に政府計画が抜本的に改定された。政府計画の改定や新型コロナ対応の検証を踏まえ、令和7年3月に県計画が改定された。町は政府計画及び県計画等を踏まえ、町計画を改定する。

第1部 新型インフルエンザ等対策の考え方

第1章 対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国、そして本町への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、住民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、住民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていくこととする。

1 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。

- (1) 感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造・流通のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくし、地域医療の受け入れキャパシティを超えないようするとともに、増加する患者について、地域医療の受け入れ体制の拡充・強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

2 住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小限になるようにする。

- (1) 行政はもとより、住民及び事業者等が感染対策を実施することにより、感染の機会を減少させ、住民生活や地域経済の安定を確保する。
- (2) 各事業者のBCP（事業継続計画）の作成・実施等により、住民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2章 対策実施にあたっての基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。過去の新型インフルエンザや新型コロナのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

政府計画及び県計画等は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況に対応できるよう対策の選択肢が示されている。

地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせるバランスのとれた戦略を目指すこととしている。

町計画では政府計画及び県計画等を踏まえ、**図表1**のとおり、一連の流れをもった戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権に配慮すること、特に性差（ジェンダー）による不利益が生じないような配慮や、こどもや高齢者等の社会的弱者への配慮、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが地域生活及び経済に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を選択し決定する。

住民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、住民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、町及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や住民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの換気、手洗い、マスク着用等の咳エチケット等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

図表 1 時期に応じた戦略

時期		シナリオ
準備期	発生前の段階	水際対策の実施体制構築に係る国との連携、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発への協力と供給体制の整備、県民等に対する啓発や県、市町、事業者による業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。
初期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	直ちに初動対応の体制に切り替える。新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定する。海外で発生している段階で、県内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国である特性をいかし、国が行う検疫措置の強化等により、病原体の国内侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせる。
対応期	県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。 なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、定期的に観察と評価を行い、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行う。
	県内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	国、県、市町、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や県民生活及び県民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。 また、地域の実情等に応じて、県が国及び市町と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮や工夫を行う。
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。

【政府行動計画第2部第1章第2節、県計画第2部】

第3章 対策実施上の留意事項

町は県又は指定（地方）公共機関とともに、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、政府計画及び県計画等に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

（１） 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となる DX の推進等を行う。

- （ア） 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理
- （イ） 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備
- （ウ） 関係者や住民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善
- （エ） 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション等の備え
- （オ） DX の推進や人材育成等

（２） 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、住民の生命及び健康の保護と生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

- （ア） 科学的根拠に基づいた対策の切替え
- （イ） 医療提供体制と生活及び社会経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置
- （ウ） 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え
- （エ） 対策項目ごとの時期区分
- （オ） 住民の理解や協力を得るための情報提供・共有

（３） 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、住民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、住民等に対して十分説明し、理解を得ることを基

本とする。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、性差（ジェンダー）による不利益が生じないように配慮するとともに、より影響を受けがちである社会的弱者（外国人、こどもや高齢者など）への配慮に留意する。

感染症危機に当たっても住民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

（４） 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

（５） 関係機関相互の連携協力の確保

- ・稲美町新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、町長を本部長とする「稲美町新型インフルエンザ等対策本部」（以下「町対策本部」という。）を設置する。
- ・町対策本部は、兵庫県新型インフルエンザ等対策本部（以下「県対策本部」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

（６） 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等においては、必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、関係機関との連携体制の構築や人材育成等、有事に備えた準備を行う。

（７） 感染症危機下の災害対応

避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。

感染症危機下で地震等の自然災害が発生した場合には、町は、県・国も含めて互いに連携しながら、発生地域における状況を適切に把握する。

また、必要に応じて、対策本部事務局等の人員体制の拡充や、避難所における感染症対策の強化、自宅療養者等への情報提供、避難の支援等を速やかに行う。

（８） 記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表する。

第4章 対策推進のための体制

第1節 対策推進の役割分担

(1) 国の役割

- ・ 新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援する。
- ・ WHO 等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。
- ・ ワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
- ・ 指定行政機関は、所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- ・ 政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。
- ・ 国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県の役割

- ・ 平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備する。
- ・ 民間検査機関又は医療機関と平時に検査措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。
- ・ 感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。
- ・ 保健所設置市、感染症指定医療機関等で構成される県連携協議会（兵庫県感染症対策連携協議会をいう。以下同じ。）等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行う。
- ・ 平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施する。

(3) 町の役割

- ・ 政府が策定する基本的対処方針に基づき、①実施体制、②情報提供・共有、リスクコミュニケーション、③まん延防止、④ワクチン、⑤保健、⑥物資、⑦住民生活及び住民の社会経済活動の安定の確保の項目に対し、的確に対策を実施する（各項目の対策については、各論に記載）。
- ・ 対策の実施に当たり、県、近隣市町、指定（地方）公共機関等と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

- ・ 新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策等の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要とな

る感染症対策物資等の確保等を推進する。

- ・新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び平時からの地域の関係機関との連携を進める。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

（５）指定地方公共機関の役割

新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する。

（６）登録事業者※の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行う。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める。

※特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者

（７）一般の事業者の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合を想定する。
- ・多数の者が集まる事業を行う者については、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う。

（８）住民の役割

- ・新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得る。
- ・平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。
- ・新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2節 対策推進の町の実施体制

新型インフルエンザ等が疑われる事象が国内で発生した場合には、稲美町新型インフルエンザ等対策本部設置要綱に基づき、各課長等で構成する庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を設置して、庁内での情報共有や対策の準備を行う。

国内で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部及び県対策本部が設置された場合は、町対策本部を直ちに設置し、県対策本部が定める対策レベルに応じて対策を実施する。

【町対策本部の構成】

町における新型インフルエンザ等対策の実施機関として町対策本部を設置する。

本部長：町長

副本部長：副町長、教育長

本部長：経営政策部長、健康福祉部長、経済環境部長、地域整備部長

教育政策部長、教育政策部生涯学習担当部長、会計管理者、議会事務局長
危機管理課長、健康福祉課長

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合は、国家の危機的事案であり、町としても、全庁体制で対応するとともに、国、県、他市町、事業者と相互に連携を図り、一体となった取組を行う。

町は、新型インフルエンザ等が発生する前の段階では、関係課等が連携・協力して新型インフルエンザ等対策を総合的に推進するための方針を検討し、発生時に即応できるよう事前の準備を整える。

第3節 対策項目

町計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する」及び「住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小限になるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、政府計画及び県計画等の対策13項目のうち、市町での対応が求められている以下の7項目を町計画の主な対策項目とする。

1. 実施体制
2. 情報収集・提供、リスクコミュニケーション
3. まん延防止
4. ワクチン
5. 保健
6. 物資
7. 住民生活及び住民の社会経済活動の安定の確保

第2部 新型インフルエンザ等対策項目の考え方及び取り組み

第1章 実施体制

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、国・県・関係機関等と連携して地域一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

【対応】

01. 行動計画等の作成

計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者、その他の学識経験者等の有識者の意見を聴く。

02. 実践的な訓練の実施

政府計画及び県計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

03. 体制整備・強化

- ・ 新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施する。
- ・ 必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図る。（稲美町業務継続計画（BCP）を準用）
- ・ 新型インフルエンザ等対策に携わる町職員等の養成等を行う。

04. 関係機関との連携の強化

- ・ 県、指定（地方）公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ・ 新型インフルエンザ等の発生に備え、町内の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、感染症危機管理

として事態を的確に把握するとともに、住民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、町は、「初動体制」を配備し、必要に応じて町対策本部を設置することで、町及び関係機関における対策の実施体制の強化と、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

【対応】

1. 初動体制の配備

国及び県等から情報提供を受けるなど、新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがあることを把握した場合には、危機管理課長が健康福祉課長と協議し、状況に応じて初動体制を配備する。

2. 対策の実施体制

- ・国が政府対策本部を設置した場合や、県が県対策本部を設置した場合には、町の実情に応じた新型インフルエンザ等対策を実施するための方針を協議する。
- ・必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。
- ・新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

3. 町対策本部の設置

国が政府対策本部を設置した場合や、県が県対策本部を設置した場合には、町対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

4. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、国の財政支援を踏まえつつ、必要に応じて、対策に要する経費について必要な予算の確保を行う。また、国の財政支援を踏まえつつ、必要に応じて、対策に要する経費について、地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

【目的】

特措法によらない感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで長期間にわたる対応も想定されることから、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとする。感染症危機の状況等に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

【対応】

1. 緊急事態措置の実施

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置し、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施する必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

2. 必要な財政上の措置

国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について必要な予算の確保を行う。

3. 職員の派遣・応援への対応

- ・特定新型インフルエンザ等対策の実施のため必要があるときは、国に対して職員の派遣要請を行う。
- ・新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。
- ・その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町又は県に対して応援を求める。

4. 特措法によらない基本的な感染症対策への移行期の体制

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅延なく町対策本部を廃止する。

第2章 情報収集・提供、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

【目的】

感染症危機において、対策が効果的に行われるためには、住民等、国、県、町、医療機関、事業者等が感染症のリスク情報とその見方の共有等を進めることで、それぞれが適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、町は国や県と連携して、住民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシーを高めるとともに、町による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

【対応】

1. 新型インフルエンザ等の発生前における住民等への情報提供・共有

(1) 感染対策等に関する啓発

平時から、国から提供される、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、手洗い、マスク着用等による咳エチケット、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策について、各種媒体を活用し、住民等に情報提供・共有を行う。

また、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、健康福祉課、こども課、教育委員会部局等が互いに連携しながら、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

あわせて、町は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報提供・共有に当たって、有事に適時適切に実施できるよう、多言語化や、やさしい日本語の利用、声の広報、イラストや動画等の視覚情報を活用し、平時における感染症情報の提供・共有においても適切に配慮する。

(2) 風評被害に関する啓発

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、特定の年齢層や社会的背景を持つ人達等に対する風評被害は、許されるものではないことを啓発する。

2. 新型インフルエンザ等発生時における情報提供・共有体制の整備等

(1) 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

新型インフルエンザ等の発生状況に応じた住民等への情報提供・共有方法やリスクコミュニケーションのあり方等についてあらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の住民等への情報提供・共有体制を構築できるようにする。

また、あわせて高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等が必要な情報を入手できるよう、多言語化や、やさしい日本語の利用、声の広報、点字、聴覚障がい者用緊急 FAX、イラストや動画等の視覚情報の活用等、適切な配慮についても検討する。

(2) 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

国・県のコールセンターの周知の準備、また、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、住民等に新型インフルエンザ等の特性や対策についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、住民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、住民等の関心事項を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する風評被害は許されず、感染症対策の妨げにもなることについて情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、住民等の不安の解消に努める。

【対応】

1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策について、住民等の理解を深めるため、住民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

また、町は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由

な方等の情報共有に当たって、ニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、多言語化や、やさしい日本語の利用、声の広報、点字、聴覚障がい者用緊急FAX、イラストや動画等の視覚情報の活用等、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報を行う。

2. 双方向のコミュニケーションの実施

国・県のコールセンターを周知すると共に、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

3. 風評被害や偽・誤情報への対応

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、特定の年齢層や社会的背景を持つ人達等に対する風評被害は、許されるものではないことを啓発する。

第3節 対応期

【目的】

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、住民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。

このため、町は、住民等の関心事項を踏まえつつ、対策に対する住民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、住民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、住民等の関心事項を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。

また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する風評被害は許されず、感染症対策の妨げにもなることについて情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、住民等の不安の解消に努める。

【対応】

1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の対策について、住民等の理解を深めるため、住民等に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。

また、町は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由

な方等の情報共有に当たって、ニーズに応えられるよう、適切な配慮をしつつ、多言語化や、やさしい日本語の利用、声の広報、点字、聴覚障がい者用緊急 FAX、イラストや動画等の視覚情報の活用等、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報を行う。

2. 双方向のコミュニケーションの実施

国・県のコールセンターを周知すると共に、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

3. 風評被害や偽・誤情報への対応

感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、特定の年齢層や社会的背景を持つ人達等に対する風評被害は、許されるものではないことを啓発する。

第3章 まん延防止

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、住民の生命及び健康を保護する。このため、有事におけるまん延防止措置への協力を得るとともに、まん延防止措置による社会的影響を緩和するため、住民や事業者の理解促進に取り組む。

【対応】

1. 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進

換気、手洗い、マスク着用等による咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、県が整備する相談センターに連絡して指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等による咳エチケットを行うこと等の有事の対応について、平時から理解促進を図る。

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等が発生した際に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数、入院患者数を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、町内でのまん延の防止やまん延時の迅速な対応がとれるよう、住民等への基本的な感染対策の理解促進と業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

【対応】

1. まん延防止の理解の促進

換気、手洗い、マスク着用等による咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策についての理解促進のための啓発を継続する。

2. まん延防止対策の準備

国からの要請を受けて、町の業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

【目的】

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、住民の健康や命を守る。その際、住民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。

【対応】

1. まん延防止の理解の促進

換気、手洗い、マスク着用等による咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策についての理解促進のための啓発を継続する。

2. 緊急事態措置の実施

政府対策本部や県対策本部の指針に基づき、当該町の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施する。

第4章 ワクチン

ワクチンについては、詳細を「第3部 ワクチン対応ガイドライン」に記載する。

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、住民の生命及び健康を保護し、住民生活及び住民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにするため、国の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給の上、円滑な接種が実施されるよう、平時から必要な資材の確認や接種体制の構築など着実に準備を進める。

【対応】

1. 基準に該当する事業者の登録（特定接種の場合）

国が進める特定接種の対象事業者のデータベース登録に協力し、事業者に対して登録作業に係る周知を行うとともに、国が進める事業者の登録申請受付及び登録作業に協力する。

2. ワクチン接種に必要な資材の準備

町内医療機関と連携し、医薬品や医療資材等の備蓄の推進等、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

3. 接種体制の構築

新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう、加古川医師会、近隣市町、町内医療機関、加古川総合保健センター等と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な検討を平時から進める。

（1）特定接種における体制の構築

- ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員については、町を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、町は、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。特に登録事業者のうち住民生活・社会経済安定に関わる事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。このため、町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。
- ・ 特定接種の対象となり得る町職員については、町が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

（２）住民接種における体制の構築

- ・予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 6 条第 3 項の規定による予防接種の実施について、平時から以下のとおり迅速な予防接種を実現するための準備を行う。
- ・国等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- ・円滑な接種の実施のため、国の構築するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- ・速やかに接種できるよう、加古川医師会、近隣市町、町内医療機関、加古川総合保健センター等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。

4. 情報提供・共有

国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に関する情報を活用して、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、ホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、住民の理解促進を図る。

第 2 節 初動期

【目的】

発生した新型インフルエンザ等に関する情報を収集するとともに、国の方針に基づいて速やかな予防接種を推進する。

【対応】

1. ワクチン接種に必要な資材の確保

準備期において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

2. 接種体制の構築

接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

第 3 節 対応期

【目的】

ワクチンの迅速な接種を推進するとともに、ワクチン接種の症状等の情報収集についても国に協力し、健康被害の迅速な救済につなげる。

接種体制については、実際の供給量や医療従事者等の体制を踏まえ関係者間で随時の見

直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持するとともに、国の考え方や、その時点における医療体制の状況等を踏まえ、関係する医療従事者に適切に接種が行われるよう配慮する。

【対 応】

1. ワクチン接種の実施

準備期及び初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。また、町は、新型インフルエンザ等の流行株が変異したことにより、国の方針に基づき追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、県、加古川医師会、近隣市町、町内医療機関、加古川総合保健センター等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

2. 特定接種の実施

国及び県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員等に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3. 住民接種の実施

‘(1) 予防接種の準備

発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、国及び県と連携して、接種体制の準備を行う。

‘(2) 予防接種体制の構築

接種を希望する全住民が速やかに接種を受けられるよう、国及び県の協力のもと、準備期及び初動期に整理した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。なお、実施については町対策本部が人員を確保することとする。

‘(3) 接種の実施及び情報提供・共有

- ・ 予約受付体制を構築するにあたっては ICT を活用し、接種を開始する。
- ・ 国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ・ 住民に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

‘(4) 接種体制の拡充

- ・ 町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて町内公共施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。
- ・ 高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、介護保険部局等や医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

・(5) 接種記録の管理

接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備するシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

4. 情報提供・共有

- ・国において収集・整理されるワクチンの安全性に関する情報や最新の科学的知見、海外の動向等の情報に基づき、住民への適切な情報提供・共有を行う。
- ・国が科学的根拠に基づき提供・共有する予防接種に係る情報に基づき、住民に対し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行う。また、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こり得る副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者、接種頻度、副反応疑い報告、健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。
- ・自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告及び健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。
- ・パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、町は、引き続き定期の予防接種の必要性の周知に取り組む。

第5章 保健

第1節 準備期

【目的】

感染症危機時には、加古川健康福祉事務所が地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う中核となる存在となる。

町、加古川健康福祉事務所における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。

【対応】

1. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・国から提供された情報や媒体を活用しながら、住民等に対して情報提供・共有を行う。
- ・住民等への情報提供・共有方法や、住民向けのコールセンター等の設置を始めとした相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に感染症情報の住民等への情報提供・共有体制を速やかに構築できるようにする。
- ・高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報提供・共有に当たって、有事に適時適切に実施できるよう、多言語化や、やさしい日本語の利用、声の広報、イラストや動画等の視覚情報を活用し、平時における感染症情報の提供・共有においても適切に配慮する。

第2節 初動期

【目的】

初動期は住民が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に有事体制を整備することが重要である。住民に対し、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、住民等の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

【対応】

1. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・新型インフルエンザ等に関する情報や感染時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策について、住民等の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行う。
- ・高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の、情報提供・共有に当たって、ニーズに応えられるよう、多言語化や、やさしい日本語の利用、声の広報、点字、聴覚障がい者用緊急FAX、イラストや動画等の視覚情報の活用等、

工夫して感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

第3節 対応期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生時に、関係機関が連携して感染症危機に対応することで、住民の生命及び健康を守る。

その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、町内の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

【対応】

1. 主な対応業務の実施

（1）健康観察及び生活支援

- ・ 県が実施する健康観察に協力する。
- ・ 県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受け、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供や物品の支給に協力する。

（2）情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・ 新型インフルエンザ等に関する情報や感染時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策について、住民等の理解を深めるため、分かりやすく情報提供・共有を行う。
- ・ 高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の、情報提供・共有に当たって、ニーズに応えられるよう、多言語化や、やさしい日本語の利用、声の広報、点字、聴覚障がい者用緊急FAX、イラストや動画等の視覚情報の活用等、工夫して感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

2. 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

- ・ 県と連携し、外出自粛対象者が適切に発熱外来を受診できるよう、例えば感染対策を講じた上での医療機関の受診等、外出自粛に係る方法等の周知を行うとともに、症状が軽微な場合における救急車両の利用を控える等、救急車両の適正利用についても周知する。
- ・ 県が整備する相談センターの連絡及び医療機関への受診方法等について住民に周知する。
- ・ 県が整備する相談センターを通じて発熱外来の受診につなげる仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに変更する際は、県と協力して、住民への周知を行う。

第6章 物資

第1節 準備期

【目的】

感染症対策物資等は、有事において欠かせないものである。そのため、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

【対応】

1. 感染症対策物資等の備蓄

町計画等に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況を確認する。
なお、上記の備蓄等については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

第2節 初動期

【目的】

感染症対策物資等の不足により、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。そのため、感染症対策物資等の円滑な供給に向けた準備を行う。

【対応】

1. 感染症対策物資等の円滑な供給に向けた準備

県等や感染症対策物資等の製造販売事業者と連携しながら、必要量を確保するよう努める。

第3節 対応期

【目的】

感染症対策物資等の不足により、住民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。初動期に引き続き、必要な感染症対策物資等を確保するとともに、円滑な供給に向けた対応を行う。

【対応】

1. 感染症対策物資等の供給に関する相互協力

新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、県と連携し、近隣市町や指定地方公共機関等の関係各機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

第7章 住民の生活及び住民の社会経済活動の安定の確保

第1節 準備期

【目的】

新型インフルエンザ等発生時には、住民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により住民生活及び住民の社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。町は、自ら必要な準備を行いながら、事業者及び住民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。

また、指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、住民生活及び住民の社会経済活動の安定に寄与するため、業務計画の策定等の必要な準備を行う。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に住民生活及び住民の社会経済活動の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

【対応】

1. 情報共有体制の整備

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

2. 支援の実施に係る仕組みの整備

新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くよう留意する。

3. 教育活動の継続のための環境整備

新型インフルエンザ等の発生時において教育活動を継続するため、オンライン教育を活用するための環境整備を行うほか、小学校・中学校の教員のスキルアップを図る研修等を実施する。

4. 物資及び資材の備蓄等

- ・町計画に基づき、備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。
- ・上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。
- ・事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用

品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを周知啓発する。

5. 生活支援を要する者への支援等の準備

国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する。

第2節 初動期

【目的】

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備を行い、事業者や住民に、事業継続のための感染対策等、必要となる可能性のある対策の準備を呼び掛ける。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、住民生活及び住民の社会経済活動の安定を確保する。

【対応】

1. 遺体の火葬・安置の準備

県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3節 対応期

【目的】

準備期での対応を基に、住民生活及び住民の社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。

また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。指定地方公共機関及び登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時において、新型インフルエンザ等対策の実施や自らの事業を継続することにより、住民生活及び住民の社会経済活動の安定の確保に努める。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、住民生活及び住民の社会経済活動の安定を確保する。

【対応】

1. 住民生活の安定の確保を対象とした対応

（1）心身への影響に関する施策

新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により

生じうる心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

（２）生活支援を要する者への支援

県（国）からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

（３）教育及び学びの継続に関する支援

新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

（４）生活関連物資等の価格の安定等

- ・住民生活及び住民の社会経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないように国が実施する調査・監視を踏まえ、必要に応じ、関係団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ・生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町計画に基づき、買占め及び売惜しみに対する注意喚起等適切な措置を講じる。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態において、住民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は住民の社会経済活動上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和 48 年法律第 48 号）、国民生活安定緊急措置法（昭和 48 年法律第 121 号）、物価統制令（昭和 21 年勅令第 118 号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

（５）埋葬・火葬の特例等

- ・県を通じての国からの要請を受けて、加古郡衛生事務組合に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ・遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。
- ・火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。
- ・県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町に対して広域

火葬の応援・協力を行う。

- ・県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・遺体の保存作業のために必要となる人員を確保するよう努める。
- ・臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

(1) 事業者に対する支援

- ・新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による町内の事業者の経営及び住民生活への影響を緩和し、住民生活及び住民の社会経済活動の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。
- ・支援施策の実施に当たっては、必要に応じて民間事業者や関係団体への委託等により迅速かつ安定的に対応できる人員体制を確保するように努めるとともに、事業者や住民に広く周知を行う。

(2) 住民生活及び住民の社会経済活動の安定に関する措置

水道事業者である町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するための必要な措置を講ずる。

第3部 ワクチン対応ガイドライン

第1節 準備期

1. ワクチンの接種に必要な資材について

下記リストを参考に、町内医療機関と連携し、医薬品や医療資材等の備蓄の推進等、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

■予防接種に必要なとなる可能性がある資材

【準備品】

- ☐消毒用アルコール綿
- ☐トレイ
- ☐体温計
- ☐針・シリンジ
- ☐医療廃棄物容器、針捨て容器
- ☐手指消毒剤
- ☐救急用品

接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備する。代表的な物品を以下に示す。

- ・ 血圧計
- ・ 静脈路確保用品
- ・ 輸液セット
- ・ 生理食塩水
- ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液

【医師・看護師用物品】

- ☐マスク
- ☐使い捨て手袋（S・M・L）
- ☐使い捨て舌圧子
- ☐膿盆
- ☐聴診器
- ☐ペンライト

【文房具類】

- ☐ボールペン（赤・黒）

- ☐ 日付印
- ☐ スタンプ台
- ☐ はさみ

【会場設営物品】

- ☐ 机
- ☐ 椅子
- ☐ スクリーン
- ☐ 延長コード
- ☐ 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤
- ☐ ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫
- ☐ 耐冷手袋

2. ワクチンの供給体制について

実際にワクチンを供給するに当たっては、ワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

3. 住民接種について

- ・国等の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。
- ・住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する住民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列举する事項の接種に必要な資源等を明確にした上で、加古川医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。
- ・必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行う等接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- i 接種対象者数
- ii 町職員の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保（医療機関、町内公共施設等）及び運営マニュアルの策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、県及び近隣市町間や、加古川医師会等の関係団体への連絡体制の構築
- vii 接種に関する住民への周知方法の確立

- ・医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。
- ・高齢者支援施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、接種体制を検討する。
- ・医療従事者の確保について、接種方法（集団接種・個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、町は、加古川医師会等の協力を得てその確保を図るべきであり、集団接種、個別接種いずれの場合も、加古川医師会や医療機関との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得ることが望ましい。
- ・接種場所の確保について、接種会場の対応可能人数等を推計するほか、接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光等適切な状況を維持できるよう配慮する。

4. 情報提供・共有について

（1）住民への対応

WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy」（日本語訳として「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」）が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、町は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ & Aの提供等、双方向的な取組を進める。

（2）町における対応

定期の予防接種の実施主体として、加古川医師会等の医療関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。

（3）他課との連携

健康福祉課は、予防接種施策の推進に当たり、総務課等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める必要がある。また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、町教育委員会等との連携を進める。

5. DXの推進について

- ・町が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ・接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。
- ・予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を住民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

第2節 初動期

1. 接種体制の構築について

（1）特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築するため、町は、加古川医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、町は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて加古川医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

（2）住民接種

- ・目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ・接種の準備に当たっては、健康福祉課の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ・予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当課を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成等を行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託する等、業務負担の軽減策も検討する。
- ・接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は加古川医師会等の協力を得て、その確保を図る。

- ・接種が円滑に行われるよう、町の実情に応じて、加古川医師会、近隣市町、町内医療機関、加古川総合保健センター等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、公共施設等の医療機関以外の会場を活用し、医療機関等の医師・看護師が当該施設において接種を行うことについても協議を行う。また、町の接種の負担を軽減するため、国や県が大規模接種会場を設けることも考えられる。
- ・高齢者支援施設等に入所中の者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、加古川医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ・医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備整備の手配を行う。
- ・医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、町の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定すること。
 なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は看護師等の医療従事者が望ましい）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行等については、事務職員等が担当することが考えられる。
- ・接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入に関してはあらかじめ加古川医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、加古川医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、町内の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、町内の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て町が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、加古川医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。

- ・町が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、下記リストが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

予防接種に必要となる可能性がある資材（再掲）

【準備品】

- ☐ 消毒用アルコール綿
- ☐ トレイ
- ☐ 体温計
- ☐ 医療廃棄物容器、針捨て容器
- ☐ 手指消毒剤
- ☐ 救急用品

接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。

- ・ 血圧計
- ・ 静脈路確保用品
- ・ 輸液セット
- ・ 生理食塩水
- ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液

【医師・看護師用物品】

- ☐ マスク
- ☐ 使い捨て手袋（S・M・L）
- ☐ 使い捨て舌圧子
- ☐ 膿盆
- ☐ 聴診器
- ☐ ペンライト

【文房具類】

- ☐ ボールペン（赤・黒）
- ☐ 日付印
- ☐ スタンプ台
- ☐ はさみ

【会場設営物品】

- 机
- 椅子
- スクリーン
- 延長コード
- 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤
- ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫
- 耐冷手袋

- ・感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨を表示した掲示板を掲げる等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量について相談する。
- ・感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープ等により進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮すること。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

第 3 節 対応期

1. ワクチンや必要な資材の供給について

- ・厚生労働省からの要請を受けて、接種開始後はワクチンの使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ・厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、町に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量に応じて割り当てを行う。

2. 住民接種の実施について

（1）予防接種体制の構築

- ・接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ・各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む）等を確保する。
- ・発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場における掲示により注意喚起すること等により、町は、接種会場における感染対策を図る。また、医学

的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスクも考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

- ・医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。
- ・在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考える。
- ・高齢者支援施設等に入所中の者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、加古川医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

（２）接種に関する情報提供・共有について

- ・町が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。
- ・スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行することにより接種機会を逸することのないよう対応する。
- ・接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、町公式 SNS を活用して周知することとする。
- ・電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、紙での周知を実施する。

３．健康被害救済について

- ・予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。
- ・給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は町となる。
- ・住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた町とする。
- ・予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談への対応を適切に行う。

４．予防接種に関するリスクコミュニケーションについて

（１）特定接種に係る対応

具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先等、接種に必要な情報を提供する。

（２）住民接種に係る対応

- ・住民からの基本的な相談に応じる。
- ・特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するもので

あり、接種時には次のような状況が予想される。

- a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
- b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
- c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
- d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

・これらを踏まえ、広報に当たっては、町は、次のような点に留意する。

- a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
- b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
- c 接種の時期、方法等、住民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

用語集

用語	内容
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（薬機法第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（同条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはばく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
基本的対処方針	特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務計画	特措法第9条第1項の規定により、指定公共機関又は指定地方公共機関が、それぞれ政府行動計画又は都道府県行動計画に基づき、その業務に関し、作成する計画。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を政府が公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項（これらの規定を同法第44条の9の規定によって準用する場合を含む。）の規定並びに第50条の2第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
県等	県及び保健所設置市（地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に定める市）。
行動計画	特措法に基づき、政府、都道府県又は市町村が策定する新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画。※政府が策定するものについては政府行動計画、県が策定するものについては県行動計画、市町が策定するものについては市町行動計画という。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
自宅療養者等	自宅療養者、宿泊療養者又は高齢者施設等若しくは障害者施設等での療養者。
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
住民等	町に居住する住民及び町に勤務・通学する町外在住者。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。町行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。

用語	内容
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第32条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
生活関連物資等	食料品や生活必需品、その他の住民生活との関連性が高い又は住民の社会経済活動上重要な物資。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む住民等が適切に判断・行動することができるよう、地方公共団体による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
対策本部	新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため、政府、県及び市町が設置する体制。対処方針や対策を決定。・特措法に基づき、政府や県、市町が設置する。政府対策本部（特措法第15条第1項）県対策本部（特措法第22条第1項）市町対策本部（特措法第34条第1項）・上記のほか、条例や条例に基づく要綱等により、県や市町が独自に設置する場合がある。
登録事業者	特措法28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。
特措法	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）。
特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。特定接種の対象となり得る者は、①医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の登録を受けているもの（登録事業者）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。
偽・誤情報	いわゆるフェイクニュースや真偽不明の誤った情報等。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
平時	患者発生後の対応時以外の状態（準備期）。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有をめざす活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
ICT	Information and Communication Technology の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。

